

大分市マンションの除却の必要性に係る認定及び容積率の特例に係る許可に関する事務処理要領

(目的)

第1条 この要領は、マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成14年法律第78号。以下「法」という。）、マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行令（平成14年法律第367号）、マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行規則（平成14年国土交通省令第116号）及び大分市マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行細則（令和4年大分市規則第11号）に定めるもののほか、法第102条の規定による除却の必要性に係る認定（以下「要除却認定」という。）及び法第105条の規定による容積率の特例に係る許可（以下「容積率特例許可」という。）の申請等に関する手続について定めるものとする。

(代理申請)

第2条 要除却認定又は容積率特例許可の申請を代理人により行う場合にあつては、当該代理人に委任する旨を記載した委任状を申請書に添付しなければならない。

(認定申請取下げ届)

第3条 要除却認定の申請をした者のうち、市長が認定をするまでの間に当該申請を取り下げようとする者は、認定申請取下げ届（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

(許可申請取下げ届)

第4条 容積率特例許可の申請をした者のうち、市長が許可をするまでの間に当該申請を取り下げようとする者は、許可申請取下げ届（様式第2号）を市長に提出しなければならない。

(工事取りやめ届)

第5条 容積率特例許可を受けたマンションの工事を取りやめようとする者は、工事取りやめ届（様式第3号）に許可通知書を添えて、市長に提出しなければならない。

附 則

この要領は、公布の日から施行する。